


個人情報保護委員会による監督・監視
※資料の提出の要求及び実地調査(法第156条)、指導及び助言(法第157条) など

事業計画の策定

- ・スキームの構築
- ・システム整備の準備
- ・予算確保
- ・スケジューリング


など



個人情報の適切な管理(体制)

国が示した指針に基づく安全管理措置

- ・総括保護管理者、保護管理者、保護担当者の設置
- ・保有個人情報の適切な管理のための委員会の設置
→各案件の個人情報の適切な管理やサイバーセキュリティの確保について、外部の情報セキュリティアドバイザー等の意見を踏まえた審査
- ・個人情報の管理状況の監査を行う監査責任者の設置




速やかな情報提供・助言(法第166条)

個人情報保護対策等の再点検
※必要に応じて実施

- ・スキームの見直し
- ・仕様書の修正
- ・事業者へのシステム上の対策の確認

など



事業の開始～終了

国が示した指針に基づく安全管理措置

- ・業務登録簿、記録簿による管理及び区民への閲覧
- ・情報システムにおける安全の確保(アクセス記録、暗号化 等)
- ・【委託等の場合】契約書の特記事項による個人情報保護対策の確約
- ・【委託等の場合】立入調査等による履行状況の確認・評価(総合政策部への確認記録票の提出)
- ・監査の実施 など
- ・運用状況の報告・公表
→個人情報保護委員会への報告(法第165条)
- ・個人情報保有状況の公表(法第75条)

区政情報課による統括(研修の実施、相談対応 など)

※個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会への諮問を要件とすることはできない。